

「精神薄弱者」の隔離と幸福

— 軽度知的障害をめぐる世紀転換期イギリス優生思想の展開 —

寺 尾 範 野

1. はじめに⁽¹⁾

2016年7月26日に神奈川県相模原市にある障害者施設「津久井やまゆり園」で起きた障害者殺傷事件は、19名の死者と26名の負傷者という戦後最悪規模の犠牲者数とあわせ、加害者で当該施設の前職員であった植松聖被告が犯行に先立ち障害者の生を否定するあからさまな優生思想を示したことが、当事者や家族、支援者の人々に大きな衝撃を与えた。のみならず、事件直後から被告の考えに同調する意見がインターネットやマスメディアへの投稿で継続的にみられた事実は、障害者の権利保障に向けて着実に歩みを進めてきたはずの現代日本で、いまなお彼らへの差別や排除を是とし、障害者の生の価値を否定する優生思想が強固に存在することをまざまざと示したのである。

各種の報道で「極端な差別意識」と表されている被告の優生思想は、障害者の生そのものを否定の対象とした点で、ナチス・ドイツによる第二次大戦中の障害者抹殺計画（いわゆる「T4作戦」）の影響をうかがわせるものである⁽²⁾。しかしながら、優生思想を〈植松＝ナチス的なもの〉と同一視することは、「あれは異常思想による特殊な事件だ」とする見方へと容易につながり、優生思想が現代日本に根強く存在し続ける根本原因の解明を困難なものとするであろう。被告の「極端な差別意識」は、「極端でない」かたちでの優生思想が一般社会の側にまずあって、その反映と変容の上に現れたものと理解すべきではないだろうか。

また、この事件によって、障害者の生活の場としての大規模施設の是非についても議論がおこった⁽³⁾。施設設置主体の神奈川県は、当初は現状と同規模の施設（定員150名）を同じ場所に建て替える方針を発表したが、「より丁寧に利用者本人の意向を確認すべき」、「大規模施設は地域生活移行という昨今の障害者福祉の趨勢に反している」などの異論が障害者団体や障害者福祉の専門家から出され、県の構想は見直しを迫られることとなる。大規模施設をめぐるのは、職員と入所者間の権力関係や、入所者の生活能力の減退、入所者への偏見の醸成など、その構造的問題がこれまでも指摘され続けてきた。その一方で、障害者の家族のなかには、大規模施設のほうが本人も家族も安心できるとして、これを擁護する人々もいる。この事件をきっかけに、障害者にとっての施設の意義と限界について、改めて議論され

ている状況である。

優生思想と施設をめぐるこうした現況を導きの糸としつつ、本稿では兩者にかんする二つの問いを提起し、これを社会思想史の観点から考察していきたい。第一の問いは、障害者の抹殺を直接的に主張する〈植松＝ナチス的〉な優生思想よりも、より「ソフトな」優生思想には、いかなるものが過去にあったかという問いである。横山（2015, 2）にならい、優生思想を「人類の遺伝的素質を改善することを目的とし、悪質の遺伝形質を淘汰し、優良なものを保存する思想」と定義するならば、いかなるものにせよ優生思想が「劣った生」を最終的には否定する思想であることに違いはない。しかし、「劣った生」の否定という目的達成のための「手段」、および優生思想が表出される際に用いられる「言説」の各次元で、優生思想にはさまざまなバリエーションがこれまでに存在してきた。なかでも人口に膾炙しやすいと考えられる「ソフトな」バージョンの優生思想には、いかなるものがあっただろうか。

第二の問いは、この「ソフトな」優生思想が、障害者の施設への隔離収容をいかに正当化したか、という問いである。優生思想がすべて「劣った生」の施設への隔離を唱えるわけでもなければ、施設入所を支持する考えのすべてが優生思想と結びつくわけでもない。しかしながら、歴史的にみれば「劣った生」の否定という目的のためのひとつの「手段」として、施設への隔離が強制・任意いずれのかたちにせよしばしば提唱・実行されてきたのであり、そこでは当事者やその家族に、入所を受け入れやすくさせる「言説」がしばしば用いられた。大規模施設が存在が肯定される場には優生思想が忍び込みやすいという事実を、われわれは歴史から学ぶ必要があるように思われる。

以上の問いに対するひとつの回答を与えてくれる歴史的事例として、本稿では19世紀末から20世紀初頭にかけての世紀転換期イギリスの優生思想に注目したい。イギリスは優生学発祥の地として知られているが、アメリカやドイツ、北欧諸国と比べると、実行に移された優生政策の規模や程度は限られていた。すなわち、イギリスで公式に実施された優生政策は、他の国々で広がっていた断種ではなく、限定的な強制性にもとづく施設への隔離収容にとどまったのである。そこには「強制分離や断種というラディカルな方策をとらなかったイギリス的要因」（宮崎 2004, 20）がはたらいていたのであって、その「要因」のひとつとして「ソフトな」優生思想の存在を想定できるのである。

以上の問題設定にもとづき、本稿は次のような構成で議論を進める。まず次節では、世紀転換期のイギリス優生思想がいかなる歴史的背景や論理によって「精神薄弱者（the feeble-minded）」と呼ばれる軽度知的障害者を主要な標的とするに至ったかを確認する。第三節では、優生思想が社会主義と結びつきながら「精神薄弱者」の施設収容をいかに正当化したかを、フェビアン社会主義者シドニー・ウェップの議論を対象に考察する。第四節では、施設への隔離収容が提唱された際に、「施設こそ障害者へのケアや彼（女）たちの幸福にとって望ましい」との「ソフトな」言説がしばしば用いられたことを、軽度知的障害者のコロニー建設を推進した社会改革者メアリ・デンディの議論を対象に見ていきたい。

2. 消極的優生思想

20世紀初頭イギリスの優生思想は、科学の相貌をまとった新興学問分野としての優生学と、政治運動としての優生運動との相互補完的な関係によって、その影響力を維持していた。このうち学問としての優生学を最初に提唱したのは、著書『人間の器官とその発展』(1883)でこの用語をはじめて用いたフランシス・ゴルトン(1822-1911)である。ゴルトンが優生学に着手したのは、20代の頃に行ったアフリカ探検によってすでに地理学者としての地位を確立した後の、1860年代のことであった⁽⁴⁾。優生学を扱った最初の著作『遺伝的天才』(1869)は期待通りの評判を得られなかったものの、ゴルトンは1870年代と80年代の多くを植物や人間の身体に関する遺伝法則の解明に費やした。彼はその過程で相関や平均への回帰といった統計学的法則が遺伝に深く関わっていることを発見し、その功績によって科学者、そして優生学者としての権威を大いに高めた⁽⁵⁾。

ゴルトン自身の優生思想はもっぱらミドルクラスの人々の人口増大を目的とした積極的優生思想であり、彼は環境要因の重要性も排除していなかった⁽⁶⁾。しかしながら1880年代以降の生物学の風潮は、次第に遺伝決定論と消極的優生思想を後押しする方向へと進んでいく。その一つの端緒となったのは、ドイツの生物学者アウグスト・ヴァイスマンが唱えた生殖質連続説である。この説は、外的環境がもたらす身体上の変化を次世代に遺伝するものとみなしたラマルクの獲得形質遺伝説を否定し、環境から切り離された「生殖質 (germ plasm)」のみを遺伝の要因とみなすものであった(ポウラー 1987, 406-407)。この説にしたがえば、たとえば人口全体の知能向上を目的とした公教育無料化のような社会政策は非効率的だとみなされる。なぜなら、もともと知能の低い人間が無料教育によっていくら学力を向上させても、彼らからは再び知能の低い子が生まれるために、人口全体の知的水準の持続的向上をもたらすことにはならないからである。むしろ高い知能を備えた「生殖質」をもつ人々を同定し、彼らの生殖を促し、他の人々の生殖を抑制する優生政策の方が、効率的に人口全体の知能の向上を行えるとみなされるのである。

こうした生物学上の認識の変化に加えて、世紀末に広まった「社会退化 (social degeneration)」への恐れもまた、消極的優生思想の広がりをも後押しした。とりわけ都市に広がるスラムと、下層階級(アンダークラス)の貧困文化——犯罪、飲酒、暴力、不潔、性感染症の蔓延、子どもの放縦——、さらにこうした貧困文化を再生産する下層階級の高出生率が各種社会調査やルポルタージュから明らかになるにつれて、事態を放置すればイギリス社会全体が貧困の暗黒へと引きずり込まれかねないとの不安が、ミドルクラスの人々のあいだに広がったのである(Stedman Jones 1971, 281-314)。

こうした学問や社会の風潮を背景に、優生学を消極的優生思想の観点から推進した人物に、ゴルトンの弟子カール・ピアスン(1857-1936)がいる。ピアスンが率いた「生物測定学派」

は、社会集団（階級・人種）間の出生率・婚姻率・死亡率の差異や、知能や視力など身体的特徴に関する遺伝率の数学的解明を試みる統計学者の一派であった⁽⁷⁾。そのひとつの重要な成果が、ピアソンの弟子デイヴィッド・ヘロンが1906年に行った下層階級の遺伝に関する統計調査である。ヘロンが発見したのは、25%の人口が次世代の人口の50%を生み出すこと、健康や知能がきわめて高い割合で子へと遺伝すること、そして「望ましくない質」をもつ人々と高い出生率には明らかな相関関係が見られることであった。彼の調査は、下層階級の遺伝的な不適性と多産を示すものであり、消極的優生思想の主張に実証的な根拠を与えるものとみなされた（Mazumdar 1992, 42-43）。

この調査によって名を成したヘロンは1907年に設立されたばかりの優生学教育協会（Eugenics Education Society, 以下EESと略す）に加入し、1909年には同協会の評議委員にも選ばれている。以下では、第一次大戦前のイギリス優生運動を先導したこのEESの思想的特徴を、主要会員の一人であったアルフレッド・トレッドゴールド（1870-1952）の議論から抽出してみたい。精神科医であったトレッドゴールドは、その著書『精神欠陥（*Mental Deficiency*）』（1908）が二世代にわたり多くの医師によって読み継がれるなど、当時の知的障害研究の権威でもあった（ライト 2015, 88; Jackson 2000, 91）。EESの協会誌『優生学評論（*Eugenics Review*）』への寄稿論文「優生学と人間進歩の将来」（1911）でトレッドゴールドは、ダーウィンやA.R.ウォレスの進化論によって、人類の進歩も生物学の問題の一部と認識されるようになったこと、その一方で、人類が単線的に進歩してきたわけではなく進歩と退化をこれまでに繰り返してきたことを指摘する（Tredgold 1911, 94-95）。つまり人間もまた動物と同様に個体間の特徴にばらつき（=変異（variation））をもち、またそうした変異が、進歩的（progressive）なものと退化的（retrogressive）なものに区別されうることを進化論は示してきたのである⁽⁸⁾。このうち進歩をもたらす変異は、「病気への免疫や人生の激変に耐えうる能力に優れた」高い適応力と生命力をもった特徴を指し、反対に退化をもたらす変異は、その「衰えた潜在能力と適応力」のために「成長どころか日常の負荷にすら耐えられない」虚弱な体質を指す。さらに、肉体と精神の退化には強い相関関係がみられるとトレッドゴールドはいう。「精神的に退化した人間は、体重、身長、その他の一般的な身体の成長が一般人のもっとも下位集団と比べても劣って」いるのであって、こうした人々は「不適者」（the unfit）という「ひとつの独立した階級として」認識されうるという（Tredgold 1911, 95-96）。こうしたトレッドゴールドの見解は、下層階級全体を「貧困、知的障害およびあらゆるたぐいの身体的欠陥の遺伝的源泉」とみなし、遺伝と社会階級を結びつける初期EESの思想的特徴を顕著に示すものであった。（Mazumdar 1992, 58-95）。

トレッドゴールドはさらに、これらの精神的・肉体的に退化した人々の生存が、現代ではかつてないほど保護されていると指摘する。「〔一般の〕人々には税、それも重税が課されているが、それは現代科学のあらゆる資源を、劣った親のもとに生まれた劣った子の薄弱な命の炎をともし続けるために用いられるのだ」（Tredgold 1911, 100-101）。このような状況で

懸念されるのは、社会のモラルハザードである。「知的障害や慢性的な貧困状態にある人々の子の方が、リスペクタブルで自律した労働者の子どもよりも多くのケア (solicitude) やよい食事・衣服・医療を与えられている」現状は、節約や勤勉といった社会の美德を「割にあわない」ものに変えてしまうからである。人間社会でかつて機能していた自然選択は、いまや「適者をくじき、不適者を鼓舞する」状況へと完全に逆転してしまっているのだ。(Tredgold 1911, 98-99, 102)

こうしたトレッドゴールドの見解は、「逆選択 (reversed selection)」の観点にもとづき福祉国家的な社会政策を否定した当時の優生思想の基本的な発想を踏襲するものであった⁽⁹⁾。彼は以下のように述べ、社会政策に代えて優生政策による貧困の克服を強く主張するのである。

わたしは生殖が禁じられるべき人々をすべて確定できるとは言わない。しかしながら、ある種の人々はその生殖質の欠陥がはっきりしており、不適者として生まれ、不適性を次世代へと確実に伝えていく。優生学者の第一の目的はこういった人々の生殖を制限することにあると考える。多くの慢性的貧困者や失業者、習慣的な犯罪者や飲酒常習者、多岐に渡る精神異常者、とりわけ精神薄弱者 (the Feeble-minded)、これらの人々がその対象に当てはまるだろう。(Tredgold 1911, 116)

引用文の最後でトレッドゴールドが強調しているように、EES が下層階級の減少のためにとりわけターゲットとしたのが、「精神薄弱者」と呼ばれた軽度知的障害者であった。ジョゼ・ハリスが指摘するように、世紀転換期イギリスにおいて、「社会退化」はもっぱら遺伝よりも社会制度の不備にその原因が求められ、その意味では優生学よりも「環境派 (environmentalist)」の議論が優勢であった。だが、当時唯一「遺伝や突然変異についてのダーウィンの認識と社会退化および国家衰退への不安が結びつけられた」のが、「精神薄弱 (Feeble-mindedness)」の問題であった (Harris 1993, 243-245)。既存の法が隔離または救済の対象としてきた精神障害者や重度・中度の知的障害者と異なり、軽度知的障害者である「精神薄弱者」の概念は、「一般社会にすくい、社会退化をもたらす、遺伝する存在」という負のイメージとともに、1880 年代終盤に至ってはじめて出現した。その障害が軽度であるがゆえに一般社会にとどまっている精神薄弱者は、貧困文化と下層階級の拡大再生産をもたらしているとの認識がこの時期に広まったのである (Jackson 2000, 21-40)。トレッドゴールドら初期 EES メンバーが「精神薄弱の問題」にターゲットを定めたのも、こうした世論を見据えてのことであった。

マシュー・トムソンは、「精神薄弱者の脅威は、EES 史上、もっとも成功することになる運動目標を与え、協会を短期間で国家規模の重要な団体へと変えた」と指摘する (Thomson 1998, 33)。この「協会史上もっとも成功した運動」とは、精神欠陥法 (Mental Deficiency

Act, 1913 年) 制定運動のことを指している。同法は、重度および中度の知的障害者の処遇を定めた 1886 年の「白痴法 (Idiots Act)」の対象範囲を軽度の知的障害者にまで広げ、知的障害者全体の処遇について定めた法である。二度目の法案で議会を通過した同法は、一定の条件のもとで本人の同意なしに知的障害者を専門施設へ隔離収容する権限を監督局 (Board of Control) に与えた点で、優生主義的立法と呼べるものであった (Searle 1976, 106-111)。EES の協会誌『優生学評論』の編集後記でも、同法に対して協会としての支持が以下のよう示されている。

4 月 1 日に施行された精神欠陥法はきわめて有益な立法だとみなすことができる。これはおそらく現存するイングランドの法のなかで、遺伝の影響が法案の内容を決める際の実質的要因となったおそらく唯一の社会法である。なるほど推進者が望んだほどには、この法は十分なものとはいえないかもしれない。しかしながら、真に重要な事柄はゆっくりと進むものである。立法者たちは、論争的で前例がなくいまだ実験段階にある今回のような政策に対しては慎重に臨むべしとの原則によくしたがっていたのである。
(*Eugenics Review*, Vol. 6(1), p. 51, 1914)

ここで当時の優生思想の知的障害者への処遇として、レッセ・フェール (自由放任) 主義や断種といった他のありうる方策ではなく、なぜ施設への隔離収容が主張されたのかという疑問を提起することが可能であろう。上述のトレッドゴールドの社会政策批判は、いっけん障害者へのいかなるケアも否定し、適者生存による社会進歩の実現という、ハーバート・スペンサー的なレッセ・フェール主義にもとづく「社会ダーウィニズム」と親和性が高いようにも思える。他方、20 世紀初頭当時のアメリカではすでに複数の州政府が断種法を制定し、知的障害者を対象とする直接的な消極的優生政策の実行に乗り出していた。これらレッセ・フェールと断種政策のいわば中間に位置づけられる施設収容という手段を、当時のイギリス優生思想がもっとも支持した理由はどこにあったのだろうか。

3. 社会主義と優生思想

前節でトレッドゴールドがダーウィンやウォレスを引き合いに出しているように、多くの優生思想家は、優生思想を生物進化論および社会進化論と関連づけていた。生物進化論を人間社会に適用した社会進化論を「社会ダーウィニズム」と呼ぶならば、世紀転換期の優生思想もまた、間違いなく社会ダーウィニズムの重要な一翼を担うものであった⁽¹⁰⁾。

しかしながら、社会ダーウィニズムもまた、その内部に多様性をもつ思想であったことに注意が必要である。とりわけハーバート・スペンサーに代表されるレッセ・フェールを主張するたぐいの社会ダーウィニズムは 1870 年代以降には影響力を減じ、代わりに D. G. リッ

チーのような、国家干渉の拡大それ自体をダーウィンの自然選択の必然的結果であるとみなす社会主義的な社会ダーウィニズムが、世紀転換期により多くの支持をえるにいたる (Hawkins 1997, 152-183)。20世紀初頭の優生思想も、この「レッセ・フェール主義から社会主義」への、「社会的なもの」をめぐるイデオロギーの転換の上に位置づけられるものであった。

レッセ・フェール主義への対抗を意識しつつ社会主義者として優生思想を展開した人物に、前述のピアスンがいる。ピアスンは、一方では不適者の人口増大を招きうる社会政策やチャリティには否定的であった⁽¹¹⁾。だがレッセ・フェール主義にもとづき個人間の競争を重視する議論に対しても、彼は「ほとんど馬鹿げて見える…古い進化論者」の議論としてこれを一蹴した (Pearson 1901, 52)。ピアスンによれば、いまや社会進化論が検討の対象とすべきは個人間でなく国家間・人種間の競争であり、いかに「劣等種」の増大を防ぎながら戦争と経済競争というグローバル規模の生存競争に勝利するかという課題なのであった。ゆえに社会進化の両輪として、愛国心の強化による国民の一体感の創出と人口政策による劣等人口の排除が重要であり、いずれも国家による経済・社会への大規模な介入を要するとピアスンは主張したのである。

他方、フェビアン社会主義者シドニー・ウェブ (1859-1947) は、福祉国家的な社会政策を唱えつつ、優生運動も強く支持していた。彼が EES の機関誌『優生学評論』に寄稿した論文「優生学と救貧法 — 少数派報告」(1910) は、ウェブの社会主義思想と精神薄弱者に対する隔離収容の肯定との結びつきを示す、重要なテキストである。

この論文でまず確認すべきは、ピアスンと同様にウェブがレッセ・フェールと優生思想の距離を強調していることである。

優生学者にとって、「レッセ・フェール」はあらゆるもののなかで最悪の政策である。なぜならそれは知性による目的ある選択というものを完全に放棄しているからだ。…われわれが人間主義的な諸原理を放棄し、弱者や劣等者への集合的援助を国家規模で停止することを決めたならば、必然的にそれは、もっともセンチメンタルなたぐいのチャリティの乱発をもたらすだろう。チャリティというものは、優生学の原理を無視するのみならず、しばしばまったく間違っただ判断をしてしまうものだ。つまり、チャリティは最悪のたぐいの人々 — もっとも弱く、苦しむ存在であり、したがってもっともこちらの心情に訴えてくる人々 — の人口を維持しがちなものであり、そこでは彼らを隔離することの意義など少しも考慮されないのだ。(Webb 1910, 234-235)

この一節は、ピアスンとウェブの差異、および、社会主義と優生思想の関係を理解する上で示唆的である。ピアスンもウェブも、個人の生活に対する社会の介入のあり方として、チャリティに対する否定的な態度を共有している。他方、国家介入をめぐるっては、ピアスン

が社会政策よりも優生政策を重視したのに対して、ウェッブは両者の併用を訴えた。ここには、貧困層に対する両者の認識の違いが反映されていると考えられる。すなわち、ピアスンが貧困層全体の生得的な劣等性を強調したのに対して、ウェッブは、貧困層の中にも生得的に優れた人々が存在すると認識し、彼らの能力発揮を阻害する環境要因の除去を優生政策と並び重視したのである。「われわれには…スラムや病気、飢餓、精神錯乱、道徳性の欠如や犯罪を生み出す〔環境〕要因をそのままにしておく余裕はない。たとえそうした環境によって与えられた悪癖 (evil characters) が遺伝することはないと確信したとしてもだ。」(Webb 1910, 236) こうしてウェッブが優生政策の対象として想定したのは、社会政策による環境改善が効果を及ぼさない、生得的、遺伝的に不適性を抱えているとみなされる残余の人口に対してであった。

レッセ・フェールに対する以上のようなウェッブの批判は、ヴィクトリア期までの国家の主要な社会政策であった救貧法への攻撃と軌を一にしていた。「優生学と救貧法」の冒頭でウェッブは、救貧法が社会政策のみならず、優生政策としてもまったく機能していないことを指摘している⁽¹²⁾。わけても精神薄弱の女性に対して救貧院が行ってきた「援助」を、ウェッブは強く批判した。

精神薄弱の女性、あるいは知的障害はなくとも精神的・道徳的に退化した女性にとって、救貧法は出産時に無料かつ無条件の医療援助を保障してくれる法となっている。何千という「不適格な」母親たちが、地域の救貧院や救貧法の管轄病院を単なる無料産院とみなしている現実がある。彼女たちは毎年のように、出産の時期になるとやってくる。そして、〔われわれの〕地方税を使って現代医学が提供しうる最良のケアを受け、生まれた子どもとともに退院し、次の出産が近づくやいなや、また舞い戻ってくるのである。(Webb 1910, 233)

このように救貧院が精神薄弱者の人口増大を促している点を、ウェッブは厳しく非難した。そしてこうした事態がもたらされてきた要因を、ウェッブは、精神薄弱者に固有の特徴を救貧法が認識できていないためだと指摘している。救貧法は1834年の改正以来、乱用の防止策としていわゆる「劣等処遇」原則を適用してきた。しかしながら同法はこの原則とならび「働く能力を喪失した者を適切な仕方でもケアする義務」の原則も負い、妊産婦に対しては、つねに後者の原則を適用することとなる。しばしば「救貧院の世話になること」そのものへの「不名誉 (disgrace)」の感情すなわち救貧院に付与されるスティグマが抑止効果として機能するが、精神薄弱者に固有の特徴として、彼らは「こうした非物質的な事柄に対してはまったく鈍感である」。ここから、精神薄弱者の妊産婦による救貧院の「乱用 (abuse)」が繰り返されることになるとウェッブは分析するのである (Webb 1910, 234)。

こうした救貧法の袋小路から脱出するために重要だとウェッブが主張するのが、救貧法に

代わる新たな社会政策原理としての「ナショナルミニマム」(Webb 1910, 240)の実現であった。それは一方では、「貧困文化 (pauperism) によるスティグマ」をもたらさない、普遍主義的な社会政策による「すべての母子への必要に応じた適切で十分な支援」である (Webb 1910, 239, 237)。他方、それは精神薄弱者をはじめとする不適者の生殖への援助をいっさい取りやめた優生政策でもある。国家は「この階級全体の援助を引き受ける」べきであるが、それは「隔離の権限を与えられた」専門機関による「施設内 (indoor)」のものであるべきだとウェッブは主張した (Webb 1910, 237-238)。

精神薄弱者をはじめ生得的、遺伝的に劣等性を抱えるとみなされた人々を他の人々から隔離し、彼らの生殖の権利を否定している点で、ウェッブの普遍主義はもとより限界をもつものであった。同時にウェッブやピアソンの議論から確認されるべきは、ヴィクトリア期以来の社会進化論の行き着く先であった優生思想が、もはやレッセ・フェール主義と袂を分かち、国家介入を推進する一種の社会主義の立場にあったという事実である。政治学者マイケル・フリーデンのイデオロギー研究の分析視角をここで援用するならば、世紀転換期イギリスにおいて社会主義と優生思想はしばしば概念の連関性を示しつつ、いわば支配的な「社会改革のイデオロギー」を形成していたのだ (Freeden 1996; Freedен 1979; Freedен 1978)。このことは、1913年の精神欠陥法に対する反対が、ジョサイヤ・ウェッジウッドやR.L.アウスウェイトのような自由主義者や、フレデリック・バンベリーのような保守主義者ら数人の議員に限られていたことからもうかがえるのである (Searle 1976, 111)。

4. 「ソフトな」優生思想

前節でみたように、世紀転換期は優生思想が「社会改革のイデオロギー」の一翼を担った時代であった。だが、それにもかかわらず、EES (1926年からは優生学協会 (Eugenics Society) と改名) 主導の断種運動がもっとも高まりを見せた1930年代も含めて、イギリスでは断種が公的政策として法制化されることはなかった。このことは、同時代のアメリカやナチス政権下の1930年代ドイツと比較した際の、イギリス優生運動の顕著な特徴である。マシュー・トムソンは、そこに複数の要因が働いていたと分析している。それはすなわち、①貧困の原因を遺伝よりも社会環境に求めた労働党支持層が、断種よりも社会政策を重視したこと、②断種を人工避妊の一形態とらえたカトリック勢力が強硬に反対したこと、③優生運動家のあいだでも、断種が性的放縦や性病の蔓延を促すことへの懸念が共有されていたこと、④1930年代には人口減少への懸念が西ヨーロッパ全体に広がり積極的優生思想が重視されるようになったこと、⑤生殖への権利を恒常的に奪うことに対して医師の多くが倫理的観点から躊躇を覚えたこと、などである (Thomson 1998, 66-67, 68-69, 181-182, 186, 202-203)。

断種推進派が主流派とはならなかったイギリスの優生思想において、精神薄弱者への優生

政策としてもっともよく唱えられたのは、ウェブの議論に見られたような専門施設への隔離収容であった。ここで注目すべきは、この施設収容論には、精神薄弱者を一般社会への脅威とみなす社会防衛的観点からの言説のみならず、施設を障害者の生活にとっても望ましいものとみなす、いっけん障害者の側に立った言説もみられたことである。たとえば第二節で検討したトレッドゴールドも、不適者の排除を声高に唱えるいっぽうで、彼らへの「人間主義的 (humanitarian) な感情」が文明の源であるとも述べている。「弱者の保護や無力者や不幸な者のケアをやめてしまうことは、野蛮から遠くない場所へわれわれを墮落させてしまうことになるだろう。」(Tredgold 1911, 112) トレッドゴールドはこう述べて、「人間的なケアによる彼らの処遇」を、優生政策とあわせて行うことを主張したのである。またピアスンや EES の優生思想に対して活発な批判を行ったニューリベラリズムの代表的思想家 L. T. ホブハウスも、精神薄弱者については施設への隔離収容を支持しつつ、その根拠のひとつを次のように「われわれ」の側の「博愛の精神にもとづくケア」においた。

…精神薄弱者は、優生学的方法が適用される最も明白なケースであろう。いまやわれわれは公正な正確さを期してこの種の人間を確定することができる。それは自立して生きることができず、常に牢獄か救貧院に流れ、多産で、その状態がかなりの程度、遺伝的だと判断される男女のなかに見出される。博愛の精神 (humanity) にもとづき、われわれはこの階級のケアを引き受ける十分な理由をもっているが、それと引き替えに、われわれは彼らの男女の間を引き離すことを要求する権利ももつのである。(Hobhouse 1911, 45-46)

このように、当時の優生思想はその一様態として、「障害者へのケア」の必要性も強調する、いわば「ソフトな」優生思想としての側面もしばしばもっていたのである。

こうした「ソフトな」優生思想を唱えた代表的人物に、精神薄弱者施設収容運動のリーダー的存在であったメアリ・デンディ (1855-1933) がいる。デンディの唱えた「ソフトな」優生思想は、障害者へのケアの重要性を唱えるのみならず、施設でのケアこそが知的障害者を幸福にすると述べた点でトレッドゴールドやホブハウスの議論よりも踏み込んだものであった。マンチェスター教育委員会に所属していたデンディは、1897年に市内すべての公立小学校の児童を対象に調査を行い、普通学校に通う精神薄弱児の状況について次のように結論づけた。

これらの「愚鈍 (dull) で欠陥のある (defective)」,あるいは精神薄弱と呼べる子どもたちに対しては、何ら援助の手は差し伸べられていない。彼らは多くの場合、きわめて厳しい状況に置かれている。白痴児 (the idiot) ならば、他の子どもたちとの悲劇的な違いに気づかないまま幸せに過ごすことができよう。しかし精神薄弱の子どもは、

自分が他の子どもたちとどこか違っていることに、しばしば痛みを覚えながら気づいている。そして同級生からからかわれたりいじめられたりして、ひどく苦しんでいるのである。(Dendy 1898, 31-32)

さらにデンディは、こうした精神薄弱の男児が学校から卒業した後は容易に犯罪者集団の仲間入りをし、貧困文化の拡大に寄与してしまう様子を次のように述べている。

率直に言って、現在起こっているのは、次のようなことである。〔精神薄弱の〕男児は、自分の身のまわりの世話もできないまま学校を卒業する。親もしばしば知的に劣った人間なので、人生を指導してくれるような彼への全人的なはたらきかけは、学校生活とともに終わりを告げるのである。…彼はなんのスキルももたず、仕事を得ても、続けることができない。通りでマッチや靴紐を売ったりするものの、結局は牢獄へと行き着いてしまう。この頃になると彼は浮浪者の生活に慣れきっている。安易な道しか選べず、正しい道よりも間違った道を行く方が彼にとってははるかに容易なので、彼は悪の道へと進み、そして明白な犯罪者となる。こうして彼は哀れで墮落した環境で育ち、哀れで墮落した青年時代を送り、死んでいくのだ。このおぞましい伝統を受け継ぐ彼の子どもをあとに残して。(Dendy 1898, 28)

デンディはまた精神薄弱の女兒については、犯罪者になることは男児よりも少ないものの、売春行為等によって精神薄弱者の再生産を容易に行う存在であるために、「悪はより明白である」(Dendy 1898, 28)と指摘している。

こうした見解をふまえ、デンディは精神薄弱者の一般社会からの完全な隔離を主張するに至る。具体的な手段として彼女が提唱したのは、精神薄弱児向けの支援学校と、卒業後の恒久的な居住・労働施設の設定であり、その精力的な活動は1902年の「サンドルブリッジ寄宿学校・コロニー」の設定に結実した。その後もデンディは、「精神薄弱者のケアと統制に関する王立委員会(RCCCFM)」調査に重要参考人として深く関わったり、精神欠陥法によって設置された監督局(Board of Control)初の有給委員になったりするなど、20世紀初頭イギリスの知的障害をめぐる社会改革の中心人物となっていた⁽¹³⁾。

この間のデンディの一貫した主張は、精神薄弱者を幼児期にコロニー型専門施設へ恒久的に隔離収容し、立法によってこれを強制化すべきというものであった。注目すべきは、彼女がその際、施設の方が外界よりも精神薄弱者を幸福にするとのヒューマニスティックな論理を前面に押し出していたことである。1909年に出されたRCCCFMの報告書に彼女が寄せた論文「施設で精神薄弱者は幸せになれるのか？ サンドルブリッジの実験」はこのことをよく示す重要な史料である。

この論文でデンディは、精神薄弱者は二つの理由から施設で外界よりも幸福な人生を送れ

ると主張する。第一の理由は、健常者と自分の比較や、健常者からのいじめや支配によって、外界での人生が不幸なものになることが彼らには運命づけられているからである。サンドルブリッジのある女兒は、愛情深い両親に育てられたが、「彼らは娘を幸せにすることができなかった」。なぜなら、「彼女は姉妹と自分の違いによく気づいていたからである」。また他のある男児は多動傾向が強く、母親が「彼を安全に、元気に、そして幸せにしておくことの困難さ」は甚大であった。このように、比較的恵まれた家庭で育てられた精神薄弱児ですら「孤独感は極端に強」く、「すべての精神薄弱者は、多かれ少なかれこの孤独に苦しんでいる」とデンディは主張する (Dendy 1909, 106-107)。また、健常児は「盲人など身体障害者には一般的にとっても温かく親切でも…知能の弱い者への態度はしばしばとても残酷である」。こうして学校でいじめの標的になりやすい精神薄弱児は、卒業後は「早々に悪意ある者によって利用される道具となる」。結果として「青春時代を経た精神薄弱の少年や少女が幸福に見えることはきわめてまれ」であり、それは「彼らの条件がしばしばまったくの屈辱 (absolute degradation) の状態に置かれている」からだとしてデンディは指摘する (Dendy 1909, 107)。

第二の理由は、外界と比較した際の施設内の生活が非常に快適なものとなりうるからである。サンドルブリッジの事例がこれを証明しているとデンディは主張する。健常者ならば制限された状況での生活に幸福を感じることは難しいが、精神薄弱者の場合はその知能の弱さゆえに、「そこ [=施設] に入ったという事実以外の観念をもつことはな」く、与えられた環境を容易に受け入れるというのである (Dendy 1909, 107)。「他に選択肢はないという事実そのものが、満足した幸福の感情を生み出してくれるだろう」(Dendy 1909, 108)。こうして入所した少年少女たちは、農作業や洗濯・裁縫といった日々の労働や、歌や遊戯、読書といった夕方のレクリエーション、誕生日やイースター、クリスマスなどの行事、そして規則正しい生活そのものによって、「施設で完全に幸福に」なれるとデンディは結論づける (Dendy 1909, 112)。

このようなデンディの見解が、隔離収容された児童の実態をどれだけ正確に描写していたかは、さしあたりここではおく⁽¹⁴⁾。より重要な点は、「施設は精神薄弱者を幸福にする」とのデンディの議論が、隔離収容を正当化する一つの有力な言説を形成したことである。論文の冒頭でデンディは、犯罪者ではない者も含むすべての精神薄弱者を「社会の都合で」施設に収容する以上、彼らを幸福にするような快適な施設を提供することは「社会の義務である」とも述べている (Dendy 1909, 105)。ホプハウスの議論にもみられたように、こうした障害者と一般社会のあいだに想定された〈権利—義務〉のいっけん互酬的な関係性——知的障害者の施設入所の「義務」とそこでケアを受ける「権利」／一般社会の側の「障害者の脅威からみずからを守る権利」と彼らにケアを与える「義務」——は、EES が主張したあからさまな遺伝決定論や不適者排除論から距離を置いていた人々にも、消極的優生思想を受け入れやすくさせる効果をもっていたと考えられる。

終わりに

本稿では、1913年の精神欠陥法制定へといたる世紀転換期のイギリス優生思想が障害者の施設への隔離収容をいかなる論理で正当化していたかを、ピアスン、トレッドゴールド、ウェップ、デンディといった代表的な人物の言説を抽出しつつ、考察してきた。優生政策による「不適者」の排除を説く消極的優生思想が主流であったこの時期、優生運動がとりわけターゲットとしたのは、精神薄弱者と呼ばれる軽度の知的障害者であった。彼らによる犯罪行為、生殖行為、貧困の再生産こそイギリスの社会退化の主要因であるとの認識が、当時のイギリス社会で広く共有されていたのである。本稿はこのことを明らかにした上で、当時の優生思想には、精神薄弱者の脅威を煽り、一般社会から排除することの重要性を強調した「ハードな」言説のみならず、彼らのケアや幸福の重要性を強調する、「ソフトな」言説もしばしば存在していたことを示した。大規模施設への隔離収容を障害者本人のケアと幸福の実現にとっての望ましい「手段」とし、国家による十全なケアを彼らの権利（＝社会の義務）として要求するこの言説は、EESの「ハードな」優生思想よりも、当時の世論により広く訴える力をもっていたと推察される。1913年の精神欠陥法は、まさしくそうしたかたちで人口に膾炙していたイギリス優生思想の、ひとつの制度的な帰結であったといえるだろう。

〈注〉

- (1) 本論文では過去の歴史を再現する目的で、「精神薄弱」、「白痴」など、今日では差別的とされる用語をそのまま用いている。
- (2) 植松被告自身も、事件を思いついたきっかけのひとつに「ヒトラーの思想が降りてきた」ことを挙げている。朝日新聞「障害者殺傷事件、「2月に思いつく」容疑者供述」（2016年8月2日夕刊）参照。
- (3) 本段落の内容は、『季刊福祉労働 155号 特集・入所施設の現在——相模原障害者施設殺傷事件を受けて』（現代書館、2017年）に依拠している。
- (4) ゴルトンが優生思想をもつに至った理由をはっきりしていない。ダニエル・ケウルズは、「ゴルトンは自分に子供が生まれない欲求不満から、自分に似た子孫を優生思想によって沢山つくり出すことに異常な執念を燃やすようになったと言えるかもしれない」と推測している（ケウルズ1993, 19）。
- (5) コプリ・メダル（1910）をはじめ、ゴルトンは数多くの科学賞を受賞するとともに、1909年にはナイトの爵位を与えられた。ゴルトンの権威を示す一例に、社会学会設立の立役者ヴィクター・ブランフォードが、晩年のゴルトンを何としても社会学会に入会させようと奔走した事実がある。ブランフォードは、「ゴルトンこそ社会学会に科学的信用を与えることのできるただ一人の人物だと考えていた」（Renwick 2013, 130）。ゴルトンは第一回社会学会（1904）に招かれ、有名な報告「優生学——その定義、範囲、目的」を行っている。彼はまた後述する優生学教育協会（EES）の名誉会長にも就任した。
- (6) 『人間の器官とその発展』でゴルトンが優生学に与えた定義は、次のようなものである。優生学は、「より優れた人種や血統をもつ人が、そうでない人よりもいまよりも迅速に数を増やせるようになるためのすべての影響——それがどんなに間接的なものであってもよい——に関する認

識」である (Galton 1883, 25n. 太字強調は筆者による)。フィリップ・エイブラムスによれば、遺伝の強調が環境要因の軽視につながらないようにゴルトンは注意しており、この点が彼と彼の弟子カール・ピアスンとの大きな違いであった (Abrams 1968, 121-122)。

- (7) ピアスンが説いた優生学の原則は以下の通りである。「(1)古い社会学から離れること。すなわちことばによる議論をやめ、統計的事実の収集に努めること。(2)最新の計算法による最新の統計手法を用いること。(3)以下の3点の生物学的基礎から調査を出発すること。(3-a)遺伝と環境の相対的な重要度についてはアプリアリな予断を差し控え、科学的測定によって判断すること。ただしこれまでの経験から、前者が後者を圧倒し、はるかに重要 (vital) であることが分かっている。(3-b)獲得性質遺伝を証明するものは何も無いこと。環境は現存する個体の身体的性質を変化させるが、次の世代を生み出す生殖質には影響を及ぼさない。… (3-c)人間のすべての特質が、きわめて大きくまた平等な程度に遺伝すること。」(Pearson 1909, 19-20)

このように、ピアスはヴァイスマン的な遺伝決定論にもとづきつつ遺伝現象の数学的把握に努めた。ピアスはこうした優生学研究の過程で、カイ二乗検定法や標準偏差概念の確立など、統計学史上きわめて大きな貢献を行った。

- (8) ホーキンスは、こうした動物と人間、および人間社会の進化を連続的にとらえる世紀転換期当時の支配的な社会思想を「世界観としての社会ダーウィニズム」と呼んでいる (Hawkins 1997, 30-35)。
- (9) Searle (1976, 45-46) は「逆選択」への攻撃を次のようにまとめている。「彼ら [=優生学者] は国家による気前のよい援助や、組織化されていない多くの慈善活動に頭を悩ませていた。そうした援助や慈善活動は、「逆選択」が生じる環境をもたらしてしまうと彼らは考えた。そこでは病に冒されたり、他人に寄生したり、無能であったりするようなさまざまな不適者が「効率的な」者の犠牲のもとにのうのうと生き延び、後者の肩には不適者とその子どもを援助するための課税が重くのしかかるのである。彼ら優生学者の見解によれば、こうした事態こそ身体的退化と不適者の増殖の原因であった」。
- (10) 既存の社会ダーウィニズム研究も、優生思想・優生学の展開に多くのスペースを割いている。主な例として、Hawkins (1997), Jones (1980), Bannister (1979), Hofstadter (1944) を参照。
- (11) 「[過去30年間にわたり] 常にチャリティや国家は非効率的に余分な人口に対する援助を行ってきたのであり、そこでは劣等種の繁殖に対する制限などまったく存在しなかったのである。… それゆえにいま、われわれは国家規模で非常に危険な状態におかれているのだ」(Pearson 1901, 28-29)。
- (12) 「既存の救貧法は、ほぼ例外なく反優生的な影響をもたらしている。とりわけ精神薄弱の母親への給付の仕方や、一般混合棟でみられる望ましくない人間関係の形成、救貧法に関わろうとしない人々のなかから欠陥者や放蕩者を見つけ出す能力の欠如や、精神薄弱や身体障害をもつ何万という親への院外救済に代わる効果的な援助の欠如、こういった点にそれは見られるのだ」(Webb 1910, 233)。
- (13) 精神薄弱をめぐる政治と社会改革へのデンディの関わりについては、Jackson (1996) および Jackson (2000, Ch. 3) が詳しい。
- (14) マーク・ジャクソンは、サンドルブリッジも結局のところは抑圧的な「拘留権力 (custodial power)」を入所者に行使していた点で、既存の重度知的障害者施設と変わるところはなかったと指摘している (Jackson 1996, 174-175)。

参考文献

- Abrams, P. (1968) *The Origins of British Sociology, 1834-1914*, Chicago: University of Chicago Press.
- Bannister, R. (1979) *Social Darwinism: Science and Myth in Anglo-American Social Thought*,

- Philadelphia: Temple University Press.
- Dendy, M. (1898) 'Feeble-minded Children', in *Transactions of the Manchester Statistical Society. Session 1898-99*, Manchester: John Heywood, pp. 21-40.
- _____ (1909) 'Can the Feeble-minded be Made Happy in Confinement? The Experiment at Sandlebridge', in *The Problem of the Feeble-Minded: An Abstract of the Report of the Royal Commission on the Care and Control of the Feeble-Minded*, London: P. S. King and Son, pp. 105-113.
- Freeden, M. (1996) *Ideologies and Political Theory: A Conceptual Approach*, Oxford: Clarendon Press.
- _____ (1979) 'Eugenics and Progressive Thought: A Study in Ideological Affinity', *Historical Journal*, 22(3): 645-671.
- _____ (1978) *The New Liberalism: An Ideology of Social Reform*, Oxford: Clarendon Press.
- Galton, F. (1883) *Inquiries into Human Faculty and its Development*, London: Macmillan and CO.
- Harris, J. (1993) *Private Lives, Public Spirit: Britain, 1870-1914*, Oxford: Oxford University Press.
- Hawkins, M. (1997) *Social Darwinism in European and American Thought, 1860-1945*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hofstadter, R. (1944) *Social Darwinism in American Thought*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Hobhouse, L. T. (1911) *Social Evolution and Political Theory*, New York: Columbia University Press.
- Jackson, M. (1996) 'Institutional Provision for the Feeble-minded in Edwardian England: Sandlebridge and the Scientific Morality of Permanent Care', in *From Idiocy to Mental Deficiency: Historical Perspectives on People with Learning Disabilities*, eds. by D. Wright & A. Digby, New York: Routledge, pp. 161-183.
- _____ (2000) *The Borderland of Imbecility: Medicine, Society and the Fabrication of the Feeble Mind in Late Victorian and Edwardian England*, Manchester: Manchester University Press.
- Jones, G. (1980) *Social Darwinism and English Thought: The Interaction between Biological and Social Theory*, Sussex: Harvester Press.
- Loch, C. S. (1910) 'Eugenics and the Poor Low: The Majority Report', *Eugenics Review*, 2(3): 229-232.
- Mazumdar, M. H. (1992) *Eugenics, Human Genetics and Human Failings: The Eugenics Society, Its Sources and Its Critics in Britain*, London: Routledge.
- Pearson, K. (1901) *National Life from the Standpoint of Science: An Address Delivered at Newcastle, November 19, 1900*, London: Adam and Charles Black.
- _____ (1909) *The Groundwork of Eugenics*, London: Dulau and CO.
- Renwick, C. (2013) *British Sociology's Lost Biological Roots: A History of Futures Past*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Searle, G. R. (1976) *Eugenics and Politics in Britain 1900-1914*, Leyden: Noordhoff International Publishing.
- Soloway, R. A. (1990) *Demography and Degeneration: Eugenics and the Declining Birthrate in Twentieth-Century Britain*, Chapel Hill and London: The University of North Carolina Press.
- Stedman Jones, G. (1971) *Outcast London: A Study in the Relationship between Classes in Victorian Society*, London: Clarendon Press.
- Thomson, M. (1998) *The Problem of Mental Deficiency: Eugenics, Democracy, and Social Policy in Britain, c. 1870-1959*, Oxford: Clarendon Press.

- Tredgold, A. (1911) 'Eugenics and Future Human Progress', *Eugenics Review*, 3(2): 94-117.
- Webb, S. (1910) 'Eugenics and the Poor Law: The Minority Report', *Eugenics Review*, 2(3): 233-241.
- ケヴルズ, ダニエル (1993) 『優生学の名のもとに 「人種改良」 の悪夢の百年』朝日新聞社.
- ボウラー, ピーター (1987) 『進化思想の歴史 上・下』鈴木善次ほか訳, 朝日新聞社.
- ライト, デイヴィッド (2015) 『ダウン症の歴史』大谷誠訳, 明石書店.
- 寺尾範野 (2014) 「初期イギリス社会学と「社会的なもの」——イギリス福祉国家思想史の一断面」
『社会思想史研究』, 第38号, 144-163頁.
- 宮崎孝治 (2004) 「イギリスにおける優生学と精神薄弱者施策の展開」中村満紀男編著『優生学と障害者』所収, 明石書店, 19-70頁.
- 横山尊 (2015) 『日本が優生社会になるまで 科学啓蒙, メディア, 生殖の政治』勁草書房.

Segregation and happiness of the “feeble-minded”:
Examining eugenicist discourse on mild intellectual disability in
turn-of-the-century Britain

Hanno Terao

This paper attempts to clarify in what ways eugenicist thinkers in late 19th and early 20th century Britain justified the segregation of people with mild intellectual disability (then called the “feeble-minded”) into specialized institutions. For this purpose, the discourse of main eugenicist thinkers at that time, such as Karl Pearson, Alfred Tredgold, Sidney Webb, and Mary Dendy, is explored. It is found that, in addition to using “hard” discourse, which emphasized the threat of the feeble-minded to British society and insisted on prohibiting their marriage and reproduction, they also often used “soft” discourse, which justified segregated institutions as ideal places for providing the feeble-minded with humanitarian care and for realizing their happiness. The paper concludes that such “soft” discourse could be even more influential than “hard” discourse at the time the Mental Deficiency Act was enacted in 1913.